資料番号１

地域ケア会議について

１　大田区における地域ケア会議の階層

介護保険法第 115 条の 48 第１項に、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のため、市区町村は地域ケア会議の設置に努めなければならないと定められています。

大田区の地域ケア会議は、おおた高齢者施策推進プランの基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」の実現をめざし、以下の３階層により実施しています。

会議階層	会議の目的
個別レベル会議 （主催者：地域包括支援センター）	多職種や地域との連携により高齢者の個別課題の解決策について検討を行い、その検討の結果や経過から地域課題の抽出を行う。 また、介護支援専門員の資質向上を目的としたケアマネジメント支援等を行う。
日常生活圏域レベル会議 （主催者：地域包括支援センター）	日常生活圏域における、多職種による多様な視点からの地域課題解決や社会資源開発、ネットワーク構築にむけた検討を行う。
区レベル会議 （主催者：高齢福祉課）	個別・日常生活圏域レベル地域ケア会議から抽出された、大田区の高齢者の課題解決にむけた施策検討、提言を行う。必要に応じて次期計画に掲載する事業等の検討を行う。

２　昨年度の圏域レベル会議階層見直しについて

昨年度まで、日常生活圏域レベル会議を取りまとめる機能として、４地域福祉課の管轄地域ごとに、基本圏域レベル会議の階層を設けておりました。しかしながら、日常生活圏域レベル会議からの情報を集約することにより、各地域の特色が分かりにくくなることなどが懸念されていました。

このような背景を踏まえ、日常生活圏域レベル会議での検討内容等について、直接的に区レベル会議において報告をし、委員の皆様へ地域の実情を共有できるよう、基本圏域レベル会議を廃止する、階層の見直しを行いました。

■圏域レベルの見直し内容※

令和５年度までの階層		令和６年度以降の階層
個別レベル会議		個別レベル会議
圏域レベル	日常生活圏域レベル会議 （18 の特別出張所の管轄区域）	日常生活圏域レベル会議 （18 の特別出張所の管轄区域）
	基本圏域レベル会議 （４地域福祉課ごと）	
区レベル会議		区レベル会議

※圏域レベルの見直し内容については、令和５年度第４回推進会議にてご報告させていただいた内容と同様です。